

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	第3次桐生市環境基本計画（案）
意見募集の趣旨	本計画は、「桐生市環境基本条例」第8条第1項の規定により義務付けられている計画であり、良好な環境の保全に関する施策を総合的に推進することを目的としています。計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。国際的な動向及び国や県の環境政策の動向、桐生市をとりまく環境や社会経済状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、新たな環境像を掲げ、施策や指標等の見直しを行うものです。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和2年12月21日（月）～令和3年1月22日（金）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所2階環境課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所環境課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001へ送信してください。 (4) 電子メール・・・kankyo@city.kiryu.lg.jpへ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
担当	市民生活部 環境課 環境保全係 電話 0277-46-1111（内線 318）
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。